

## 更生保護制度の改革についての意見

### - 要旨 -

#### 1 はじめに

今回の「更生保護のあり方を考える有識者会議」の設置の動機としては、保護観察対象者による再犯防止が色濃くあるものの、更生保護制度の改革を行い、よりよいものに改善していくこと自体には賛成である。

#### 2 更生保護の目的

更生保護の目的は、犯罪者に対する指導、援助により、個々の犯罪者の更生を実現することである。中間報告が再犯防止機能の不十分性を強調するのではなく、制度認識を誤っている。もっとも、今次の見直しで、従前更生保護の内容としては考えられていなかったことについても議論されること自体は、意味がある。

#### 3 現状の問題点

中間報告における現状の更生保護制度の問題点に関する指摘に加え、以下のような大きな問題点がある。

- ( 1 ) 保護観察官の圧倒的な人数不足
- ( 2 ) 保護観察期間が短いこと
- ( 3 ) 満期出所者について十分な施策がないこと
- ( 4 ) 現状の更生保護施設の機能に問題があること
- ( 5 ) 現状の「社明運動」には問題があること

#### 4 今後の改革の具体的展望（改革の中心として検討されるべき事項）

- ( 1 ) 仮釈放

##### ア 理念

- ( ア ) 施設収容はできるだけ短くすべきであること
- ( イ ) 仮釈放及び保護観察は、社会復帰のために必要なプロセスであること
- ( ウ ) 仮釈放は、それ自体更生への意欲になること
- ( エ ) 仮釈放は再犯防止に役立っていること

##### イ 仮釈放を原則とすべきこと

ウ 仮釈放の審理は、不許可とすべき例外的事由があるか否かの審理であるべきであり、かつ、仮釈放機関の透明性が図られるべきである。

エ 被害者の意見を聴取する前提としては、刑の確定から仮釈放審理までの期間に、受刑者側に発生した事情が被害者に知らされなければならず、その際に、被害者側の事情が受刑者側に知らされることも考慮されてよい。そのような双方向のコミュニケーションに、保護観察官及び矯正職員が関与することは検討されてよいが、修復的な司法の導入を検討する場合、その担い手は、加害者からも被害者からも独立した第三者であるべきである。

- オ 処遇困難者についても仮釈放を実施すべきである。
- カ 社会での援助として以下のような施策が有用である。
- (ア) 就労支援策の充実
- (イ) 国立の更生保護施設の設置
- (ウ) 雇用保険制度の改正
- (エ) 生活保護の受給を容易にする方策
- (オ) 高齢者に対する社会福祉政策の実施
- (カ) 作業賞与金の増額の検討
- (2) 社会内処遇の充実
- ア 施設内処遇の弊害
- イ 保護観察付執行猶予の積極的運用
- (3) 保護観察の内容
- ア 積極的な処遇プログラムの実施
- イ 刑務所との連携
- ウ ソーシャルワーカーの関与
- (4) 更生保護の担い手
- ア 保護観察官について
- (ア) 抜本的増員
- (イ) 専門性の確保
- イ 保護司の有給化と公募制の導入
- ウ 国立の更生保護施設の設置
- (5) 社明運動の廃止

平成18年1月19日

## 更生保護制度の改革についての意見

日本弁護士連合会

会長 梶 谷 剛

### 1 はじめに

更生保護制度については、戦後60年間にわたってその問題点が指摘されながら、抜本的な改革がなされてこなかった。遺憾ながら、日弁連も十分な関心を払ってきたとは言い難い。今回の「更生保護のあり方を考える有識者会議」は、保護観察対象者による重大事件の発生という契機により設置されたもので、動機としては保護観察対象者による再犯の防止という目的を色濃く有するものであり、この動機付け自体にはにわかに賛同しがたいが、更生保護制度の改革を行い、よりよいものに改善していくことには賛成である。以下、有識者会議が平成17年12月26日付けでまとめた中間報告（以下「中間報告」という。）に対する日弁連としての意見を述べることとする。

### 2 更生保護の目的

更生保護の目的は、国家機関による犯罪者に対する指導・援助により、個々の犯罪者の更生を実現することにある。個々の犯罪者の更生が実現すれば、その者が再び罪を犯すことなく、その意味で再犯が防止される。しかし、それは個々の犯罪者の更生が実現した結果であって、再犯の防止が更生保護の第一義的な目的と考えるべきではない。

中間報告は更生保護において再犯防止の目的が十分機能していなかったことを強調しているが、更生保護については、犯罪白書にも更生のための「指導と援助」とうたわれており、法務省自身が、従来更生保護を再犯防止を目的とする制度とは考えていなかつたはずである。更生保護における再犯防止は、結果であって目的ではない。中間報告が更生保護の再犯防止機能を前面に出すのは唐突であり、更生保護制度についての認識を誤っている。このような認識に基づく制度の改革によって、保護司や保護会などの民間の努力により個々の刑余者を指導・援助し、結果として再犯の防止につながってきた更生保護制度の、プラスの機能そのものが損なわれることがあってはならない。

もっとも、更生保護制度は、前記のとおり60年間手をつけられてこなかった。その間に社会が大きく変化し、刑事政策の考え方の変遷、被害者の立場についての関心の飛躍的な高まり、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の成立など更生保護を取り巻く環境も大きく変化してきている。今次の更生保護制度の見直しにおいて、更生保護の再犯防止機能や、さらには犯罪の被害者や社会に対する情報提供等の、従前更生保護の内容としては十二分に考えられていなかつたことについても議論されること自体は十分に意義があり、日弁連としても意見を表明したい。

### 3 現状の問題点

(1) 中間報告は、現状の更生保護制度について分析し、次のとおり問題点を指摘している（4頁以下）。

#### ア 制度の問題点

(ア) 戦後すぐに現行制度ができた頃からの社会情勢の変化に、更生保護制度が対応できていない。

(イ) 過度に保護司に依存している。更生保護も刑事司法の一環であり、責任を負うべきは保護観察官である。

(ウ) 保護観察官の専門性が十分でない。

(エ) 更生保護対象者の匿名性を重視するあまり、更生保護の状況を地域社会に知らせることを躊躇し、国民の理解が不十分であり、制度としても国民の関与が不十分である。

#### イ 機能の問題点

(ア) 所在不明になる保護観察対象者が相当数に上っており、これに対する対応が不十分である。

(イ) 遵守事項違反に対する措置が積極的に行われていない結果、保護観察の心理的強制力が十分に作用していない。

(ウ) 所在不明者に対してなんらの措置もしていないということは、危険な保護観察対象者になんらの指導監督もせず放置していることである。

(エ) 保護観察対象者への実効性ある積極的な措置が不十分である。

(2) 日弁連としても、中間報告は60年間改革が放置されてきた更生保護の問題点を相当程度的確にとらえているものと考える。また、全体として、積極的な保護観察が必要であるという視点にも賛成である（ただし、それは更生のための援助であり、再犯防止のための施策ではない。）。

これらに加えて、日弁連としては、中間報告がふれていない以下の点についても、現行更生保護制度の大きな問題点であると考える。

#### ア 保護観察官の人数の圧倒的な不足

現在の保護観察官は、約1100名にすぎず、この中で、管理業務についている者を除く「現場の保護観察官」は約600名にすぎない。保護観察対象者は、少年も含めると6万人を数え、単純な割り算をすると保護観察官1名が約100名の対象者を担当していることになる。

中間報告は、保護観察官の専門性を問題とし、その指摘は間違ってはないが、上記程度のマンパワーしか持たない保護観察官に個々のケースに深く関わることを前提として、多くを期待するのは、ないものねだりではないだろうか。保護観察官についての問題は、何よりもまず人数不足が指摘されるべきである。

#### イ 保護観察期間が短いこと

現状では、仮出獄者の保護観察期間は、6ヶ月以下である者が約70%に上っている。更生保護の目的である「更生」の実現には、この期間はあまりに短い（更生が実現できなければ、再犯への道を進むことになり、結果的に再犯防止にもならない。）。積極的な保護観察も必要であるが、それを実効あらしめるためには、十分な保護観察期間が必要である。す

なわち、現状よりも仮釈放を積極的に実施すべきである。

ウ 満期出所者について十分な施策がないこと

現状では、満期出所者は、全体の約45%，年間約1万3000人である。これらの者に対しては、現行制度上保護観察を付すことはできない。しかしながら、満期出所者は様々な問題があるために仮釈放が許されなかつた者であり、見方を変えれば仮釈放者よりも更生のための援助の必要性が高い者なのである（再犯の可能性も高いと思われる。）。これらの者に対する、指導と援助のための更生保護施策の実施可能性を考えるべきである。

エ 現状の更生保護施設の機能に問題があること

現在の更生保護施設は、すべて民間の運営である。民間とはいうものの、事業運営のための収入は、国からの委託費及び民間の寄付によっており、経営は不安定である。この結果、更生保護施設は地域的な偏在もみられるし、性犯罪者や凶悪犯罪者の受け入れを行うところがほとんどない等の問題が生じている。

オ 現状の「社明運動」には問題があること

社会を明るくする運動（以下「社明運動」という。）は、「すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動であり、この運動の浸透と成果を期するため、街頭広報活動、鉄道各駅でのポスター掲出、報道機関による広報活動のほか、住民集会、座談会、映画会、弁論大会、スポーツ大会、街頭パレード、全国の小中学生を対象とした作文コンテストの実施など地域に根差した様々な運動が展開されて」いる（法務省ホームページより）。

このような運動は、抽象的には意義のあることは間違いないが、歴史的にみれば更生保護制度の社会への浸透に果たした役割もそれなりにあるのであろうが、これを実施するには予算が必要であるし、何よりも貴重な人的資源である保護観察官や一部の保護司の時間を大幅に奪っている。一人の保護観察官が、社明運動のために実質5日間拘束されるとすれば、1000人の保護観察官で延べ5000日が社明運動のために費やされることになる。保護観察官一人の年間稼働日数が250日と仮定すれば、社明運動を廃止すると20名の保護観察官の増員と同じ効果を上げることになる。保護司についても、総務的な仕事の負担がかなりあるという状況があり、社明運動の事務負担は相当に重い。

#### 4 今後の改革の具体的展望

以上の問題点を踏まえ、日弁連としては、次の諸点を中心に、今後の更生保護制度改革の方向が検討されるべきと考える。

（1）仮釈放

ア 理念

刑罰の目的については応報と教育の両面性が議論されるが、矯正を経

て更生保護の局面に至っては、教育の面がより強調されるべきであり、いかなる施策を施せば、当該対象者が更生するかを中心に考えるべきである。このような観点から考慮するべき点は、次のとおりである。

(ア) 施設収容はできるだけ短くすべきである

施設収容は、刑罰の執行であり、一定の教育効果も担っているが、刑務所に長くいればいるほど、社会から遠ざかり、社会復帰が困難になるという実態が存在する。また、現在の我が国の行刑施設が著しい過剰収容状態にあり、過剰収容自体が施設収容のもつ教育効果の阻害要因となっていることもあわせ考えれば、受刑者については、なるべく早期に釈放することが、受刑者本人の利益にもなり、かつ社会の利益にもなる。

(イ) 仮釈放及び保護観察は、社会復帰のために必要なプロセスである

実刑に処せられた犯罪者の場合、施設収容を経て社会に復帰するわけであるが、受刑者としての行刑施設での生活から、完全な自由人としての社会内生活へスムーズに移行できる者はむしろ少数派であろうと思われる。行刑施設での監視された生活と社会での自由な生活の中間で、保護観察官と保護司の援助・指導を受けながら、種々の誘惑のある社会の中で、犯罪には至らない遵守事項の違反でも仮釈放が取り消されて施設に戻らなければならないというプレッシャーの下で生活をすることには大きな意味があり、社会復帰のための必要なプロセスと言うべきである。

(ウ) 仮釈放は、それ自体更生への意欲になる

受刑者にとっては、仮釈放及びその期間における保護観察が更生のために有用であることは言うまでもないが、それ以前に、「仮釈放が認められる」ことそれ自体が更生のための強い動機付けになる。

(エ) 仮釈放は再犯防止に役立っている

仮釈放を実施すれば、殘刑期間は保護観察に付されることになる。すなわち社会内で保護観察官及び保護司から一定の援助を受けられることになるし、保護観察期間中は、犯罪に至らない遵守事項違反によっても仮釈放が取り消されて施設に収容されるというプレッシャーの中で社会生活を送ることになる。このような生活を送ることは、本人の更生のために有用であるし、それは結果的に再犯防止に役立つことになる。

イ 仮釈放を原則とすべきである

以上の諸点を勘案し、かつ善時制やレミッション制を採用し仮釈放を原則的に認める欧米をはじめとした世界的な趨勢を考慮すれば、懲役刑受刑者については、仮釈放を原則とすべきである（一貫して無罪を主張している等して、従前の基準でいえば「改悛の情」がないとされてきた者についても仮釈放を原則とすべきであるという趣旨である。）。なお、この意味では、日弁連も、1992年に「刑事被拘禁者の処遇に関する法律案」を公表するに当たり善時的仮釈放制度を提言している。仮釈放を制度的に原則化するためには、刑法その他の法律の改正を検討すべきであるが、当面は運用によるものであっても、迅速に仮釈放の原則化を実現するべきである。

現在の仮釈放の運用では、約45%の者に対しては仮釈放が認められ

ておらず、これらの者に対しては、何らかの理由で仮釈放が適切だとは考えられていないと思われる。このような者に対して仮釈放を認めることについては、異論があるかもしれない。しかし、有期刑受刑者は、いざなは社会に復帰するのであり、その際に、いきなり保護観察もなく社会に復帰するよりも、一定期間保護観察に付した方が、はるかに本人の更生のためには有用なはずである（結果として、再犯防止にも資することにもなる。）。

仮釈放を原則とすると、仮釈放中に遵守事項違反を行い、さらには再犯を行う者も増加するであろう。このような場合、遵守事項違反については、迅速、適正かつ厳格に仮釈放の取消を行って対応すればよい。仮釈放中の再犯はまことに遺憾であるが、そのような者は、満期出所させても再犯を行った者と思われる。それよりも、仮釈放を原則とすることによって、満期出所では更生できなかつたが、仮釈放と、その期間中の保護観察によって更生できたという者が増加するはずであり、「再犯防止」という観点からも、仮釈放を原則とした方が効果的なのである。

#### ウ 仮釈放の審理について

以上の見地に立ったとき、仮釈放の審理は、これを許すかどうかという審理ではなく、不許可とすべき例外的な事由があるかどうかの審理となるべきである。

また、仮釈放の審理機関は、従来、その構成員のほとんどが保護観察官OBという閉鎖的なものであるので、審理機関に外部の意見を反映させるような組織になるよう検討すべきである。

#### エ 被害者の意見

仮釈放の許否について、被害者の意見を聞くべきであるとの意見がある。被害者の意見を絶対視すべきではないが、被害者の意見を聞くことも、一定の意味があることは否定できない。ただし、被害者の意見は、最近の被害者関連立法の充実もあって、刑事裁判において刑の量定にあたってそれなりに斟酌されている。仮釈放審理は、裁判の時から相当期間経過して行われるものである。その時点での受刑者の状況は、刑事裁判時からは変化があるのが一般である。被害者の意見も刑事裁判時とは異なるはずである。仮釈放審理に当たって犯罪被害者の意見を聴取する前提としては、刑の確定から仮釈放審理までの期間に、受刑者側に発生した事情が被害者に知らされなければならぬ。そうでなければ、仮釈放審理にあたって被害者の意見を聞く意味はないはずである。その際に、被害者側の事情が受刑者側に知らされることも考慮されてよく、そのような双方向のコミュニケーションが進めば、双方の状況の修復がなされることも期待できる。

これらのコミュニケーションに、保護観察官及び矯正職員が一定の関与をすることは検討されてよいと考える。現在の「更生の援助者」という役割の保護司の立場を考えると、保護司に被害者とのコミュニケーションの橋渡しの役割を担わせるのは相当ではない。また、この延長で、修復的な司法の導入も検討されてよいが、修復的な司法の担い手は、保

護観察官や矯正職員であってはならない。修復的な司法は、加害者からも被害者からも独立した第三者によるものでなければ、犯罪被害者の納得は得られないからである。保護観察官や矯正職員の関与はあくまでサポートの範囲に限定するべきである。

#### オ 処遇困難者についても仮釈放を実施すべきである

今回の有識者会議は、保護観察中の重大再犯事件を契機として発足したものである。保護観察中の重大再犯はもちろん回避するよう努力しなければならないが、それは重大再犯のおそれのある者を仮釈放しないという方向で解決されるべきではない。

有期刑受刑者である限り、いざれは刑務所を出所して社会復帰する。重大再犯は、保護観察中であろうと満期出所後であろうと回避すべきなのである。そして、重大再犯を回避するために一番効果的なのは、完全な社会復帰の前に保護観察の援助の下で社会内処遇を行い、その者を更生させることである。

中間報告では、保護観察において重大再犯のおそれのある者に対する指導監督の充実が提案されているが、そのような者を適切に識別できるかどうかはかなり疑問であるし、その識別が、識別した者に仮釈放を許さない方向で作用するのであれば、考え方の方向性を誤っている。重大再犯のおそれがきわめて高いことが客観的に明らかな状況があるのであれば、これを座視すべきではなく、施設内処遇だけでなく社会内処遇においても、その者に積極的な指導・援助を行って更生させるよう努力がなされるべきである。積極的な指導・援助の結果更生が実現できれば、結果として再犯を防止できることになる。英知を絞って、これを科学的に識別する方策を模索することによって、識別した者に、仮釈放後の保護観察期間に特別の援助を与えるということは、きわめて重要であり社会的にも意味のあることである。ただし、その者に対しては、その仮釈放の期間中に厳しい遵守事項が課せられ、その違反に対しては不良措置がすみやかにとられることが必要であろう。

#### カ 社会での援助

出所者にとっては、就労と帰住先の確保が最も大きな問題である。就労先の確保と再犯率には相関関係があることは、統計資料からも裏付けられており、この二つの問題が解決すれば、更生の実現に大きく前進することになる。

就労支援と帰住先の確保のためには、次のような援助施策の充実が有用と思われる。

##### (ア) 就労支援策の充実

厚生労働省とも連携の上、出所者の就労支援策を、国家の立場からさらに充実させるべきである。

##### (イ) 国立の更生保護施設

従来、更生保護施設で受け入れが困難であった性犯罪者等の処遇困難者を受け入れるため、国立の更生保護施設を設置すべきである。

##### (ウ) 雇用保険

犯罪による身柄拘束により雇用保険期間の進行を停止させる等して、犯罪前に雇用保険に加入していた者のために、出所後に保険を支給できるよう制度を改正すべきである。

(エ) 生活保護

出所者に対して、スムーズに生活保護が支給できるようにすべきである。そのため、住所の設定を容易にする方策を検討するべきである。

(オ) 高齢者に対する社会福祉

今後、高齢受刑者がますます増加することが予想されるが、帰住先もなく、就労も現実的には困難な高齢者が再犯に及ぶことを回避しうる（再犯に至らなければ被害者も発生しない）、適切な社会福祉政策を実施すべきである。

(カ) 作業賞与金

出所時の所持金がある程度あれば、更生のためには有用である。この見地からも、受刑中の作業賞与金の増額が検討されるべきである。

(2) 社会内処遇の充実

ア 施設内処遇の弊害

今般の監獄法改正による受刑者処遇法の成立により、自由刑の教育効果の発揮は、ますます期待されるに至っているが、これまでのところ十分な効果が発揮できているとは言えない。

一方で、俗に「刑務所は悪の学校」ともいわれ、また施設収容によるラベリング効果もあり、更生のためには可能な限り施設収容を避けるべきという側面もある。さらには、近時の被収容者増加による過剰収容自体が、刑務所における社会復帰のための活動の障害になっており、収容率は低下させた方が望ましい。

以上の事情を考慮すれば、犯罪者の更生という点からは、可能な限り施設収容を回避し、罰金刑や執行猶予制度などの社会内処遇を実施すべきであり、さらには執行猶予と実刑の中間をなす社会奉仕命令などの制度を整備することは、犯罪者自身のためのみならず、社会の利益にも資するものである。

イ 保護観察付執行猶予の積極的活用

保護観察付執行猶予についても、従来実刑とされていた者について、その範囲を広げて活用すべきである。なお、保護観察付執行猶予者に対し、特別遵守事項を定めることのできるような法改正には賛成である。特別遵守事項により、たとえば薬物治療のための実効的なプログラムの受講を義務づけて、その結果、更生が実現できれば、犯罪者本人の利益になり、また、施設内処遇のコストを回避できるという点で国家財政上の直接的な利益になり、さらには、その者の再犯が防止されることによって社会全体が利益を受けるのである。

(3) 保護観察の内容

ア 積極的な処遇プログラムの実施

新たに成立した受刑者処遇法では、刑務所においても犯罪者の更生のためのきめ細かいプログラムが実施されるべきであるとされている。こ

のような観点から言えば、施設内処遇の延長線としての社会内処遇において、積極的な処遇プログラムが実施されることには賛成であるし、その受講が保護観察にあたって義務づけられることにも賛成である。ただし、その内容は単なる尿検査の実施だけ等であってはならず、たとえば薬物事犯であれば、薬物依存から脱却するための効果的なプログラムであるべきである。

なお、特別遵守事項をしてプログラム受講が義務づけられる以上、プログラムを受講しない場合には、特別遵守事項違反として、仮釈放取消事由となることは、制度設計上当然と考える。

#### イ 刑務所との連携

仮出獄者に関しては、刑務所での処遇プログラムと保護観察中の処遇プログラムとの連携がはかられるべきであり、そのための制度を構築すべきである。

#### ウ ソーシャルワーカー

上記の施策を充実させるためには、ソーシャルワーカーの関与が望ましい。ソーシャルワーカーは、矯正職員や保護観察官にその役割を担わせてもよいが、N G O の支援を得ることも有力な方法である。

### ( 4 ) 更生保護の担い手

#### ア 保護観察官

##### ( ア ) 抜本的増員

保護観察官について何よりも必要なのは大幅な増員である。保護観察対象者が 6 万人を超える状況で、1 0 0 0 名余の人員では、現状の保護観察制度を前提としても、対応は不可能である。これに加えて、今時有識者会議を契機とした改革を考えれば、大幅な増員は必要不可欠である。

社会一般論において公務員の削減が議論されているが、更生保護を整備し、その充実を図るために、保護観察官の増員は不可欠である。その理由は次のとおりである。

- a そもそも、保護観察官は大幅な増員が必要であったにもかかわらず、高度成長期においてもこれを放置していた状況がある。
- b 一般的な公務員の削減方針は、民間の活動に対する行政指導等の事前規制を縮小しようという理念に出たものであって、事前規制がなくなれば事後の紛争が拡大するのは理の当然で、事後審査部門である司法部門には人員は増大される必要があるというのが論理的な帰結である。
- c 実情からも、警察官の数は大幅に増強され、犯罪認知件数と受刑者数は、遺憾ながら増大の一途をたどっているのであり、これに対応して保護観察のための人員の配置は不可欠である。
- d 保護観察を適正に行うことにより犯罪者を更生させ、もって再犯を防止することができれば、社会に生じる相当の被害を発生させないことができる（性犯罪者一人を更生させ、1 0 件の強姦事件を発生させないことを想定すれば、その社会的効果は明白である。）。

以上のとおり、保護観察官の増員が必要なのであって、これを要求

することに躊躇すべきではない。

(イ) 専門性確保

抜本的増員と同時に、現在の家庭裁判所調査官のように、一般の公務員枠とは別個の、保護観察官となるための任用制度の導入を検討すべきである。

イ 保護司の有給化と公募制の導入

現状の保護司は無給であり、給源としては従前の保護司の推薦によることになっている。保護司会会长のアンケートによれば、実費弁償の拡充を求める声はあるが保護司の報酬制については否定的で、保護司の任命についても、公募制等については否定的な見解が多い。

しかしながら、日弁連としては、まず報酬制については、保護司については有給とすべきであると考える。理由は次のとおりである。

(ア) 理念的に言えば、更生保護は国家の行う政策なのであって、それが民間の無給のボランティアに依存しているという現在の形は好ましいとは思えない。

(イ) 保護司会会长のアンケートにみられる「報酬制は社会的使命と相容れない」という使命感あふれる信条はまことに尊敬すべきものである。しかし、社会的使命を実現する仕事と有給化は、必ずしも矛盾するものではなく、両者は両立可能なものである

(ウ) さらに、今後の保護司の適任者確保のためにも、有給性はぜひ必要である。現在、いわゆる団塊の世代の退職期を迎え、今後は高度成長期を第一線で活躍してきた世代から保護司の適任者を見い出す時期に来ている。これらの世代に「リタイヤ後は『社会のために』活動したい」というグループは間違いない存在するはずである。しかし、「無給」というと心理的（経済的ではない）躊躇を感じるグループも多いはずである。有給制は、社会的使命と矛盾するものではなく、むしろその使命を国家ないし社会が正当に評価していることの象徴でもある。

以上の理由から、保護司については有給制を採用するべきだと考える（金額については、保護観察対象者担当1件について、1ヶ月2～3万円程度が適当でないだろうか。実費はもちろん別に支給すべきである。）

次に、保護司の任命については、適性についての一定の審査は必要であろうが、公募制等の適切でオープンな方法をとるべきだと考える。公募制は意欲のある者をリクルートするための有力な手段である。更生保護制度が国民に密着したものになるためにも、公募制によって、「定年後の団塊世代や主婦や若者が、思い立ったら保護司となることができる（そして、そのことを国民全体がよく知っている）」というような制度が、ぜひ必要だと考える。

ウ 国立の更生保護施設の設置

民間に依存している現在の更生保護施設の問題は、問題点に指摘したとおりである。民間施設が受け入れることが困難な者を受け入れるため、高齢者等に対する社会福祉政策を実施するため、保護観察所と連携して

専門的で強力な援助を行うため等の様々なニーズに応えるために、国立の更生保護施設を設置すべきである。

( 5 ) 社明運動の廃止

更生保護制度の現状を見るとき、現状の効率的な運営や改革を阻害している大きな要因は、予算とマンパワーの不足である。制度全体からみれば、社明運動に貴重な予算とマンパワーを傾注すべきではない。社明運動は、歴史的役割を終えたものと思われ、費用・労力対効果の点で疑問があり、その廃止を検討すべきである。ただし、社会一般に対する更生保護についての啓発の必要があることはもちろんで、貴重なマンパワーである保護観察官と保護司に負担のかからない方向での啓発活動（たとえば、更生保護を主題とした映画の制作など文化活動の助成）は検討されるべきである。

以上